（利用　法人用）

誓　約　書

　　　年　　　月　　　日

和歌山県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

当法人、及びその全ての役員は、下記事項に該当しない者であることを誓約します。

記

　１　温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

　２　温泉法第３１条第１項（第３号および第４号に係る部分に限る。）の規定により同

　　法第１５条第１項の許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者。

温泉法（昭和２３年７月１０日法律第１２５号）

（温泉の利用の許可）

**第15条** 　温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

**２**次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

１．この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

２．第31条第１項（第３号及び第４号に係る部分に限る。）の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

３．法人であつて、その役員のうちに第２号のいずれかに該当する者があるもの